

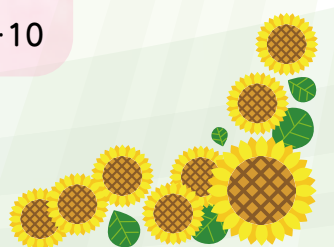


じんけんぶんか
 人権文化のまちづくりに向けて

けいがん

もくじ

- はじめに 1
 ふくおかけんどう わ もんだいけいはつきょうちょう げっかん けいはつどう が
- 福岡県同和問題啓発強調 月間「啓発動画」 2、3
 けいせんまちじんけん どうわ もんだいけいはつきょうちょうげっかん と く
- 桂川町人権・同和問題啓発強調月間の取り組み
 けいせんまち し 市民こうさ じんけんこうえんかい
 桂川町市民講座「人権講演会」…4、5、6
- 人権週間の取り組み(人権啓発パネル展) 7
 じんけん かん さんぽう
- 人権に関する三法 8、9
 けいせんまち ぶらくさべつ かいしやう すいしん かん じやうれい
- 桂川町部落差別の解消の推進に関する条例 10



はじめに

すべての人は生まれながらにして自由・平等であり、人間として大切にされる人権という権利をもっています。人権が尊重される社会をつくっていくためには、人権問題について正しく知り、身近な問題として考え、行動していくことが大切です。

この啓発冊子「けいかん」は、本町で開催された7月の福岡県同和問題啓発強調月間に併せた「街頭啓発」「人権講演会」「人権パネル展」及び「人権啓発動画」と12月の人権週間に行った「人権啓発パネル展」等を掲載しています。

残念ながら毎年10月に開催していた人権・同和問題地域懇談会は新型コロナウイルス感染症の影響で今年も中止になりました。

令和4年度の桂川町のテーマは「子どもの人権」でした

● 児童の権利に関する条約「子どもの権利条約」

子どもの基本的な人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の児童(子ども)を権利をもつ主体と位置づけ、大人と同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定め

ています。前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。

1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しました。



人権イメージキャラクター



福岡県同和問題啓発強調月間「啓発動画」

桂川町では、7月の「福岡県同和問題啓発強調月間」に併せて、2018年から「啓発動画」を毎年、作成しています。

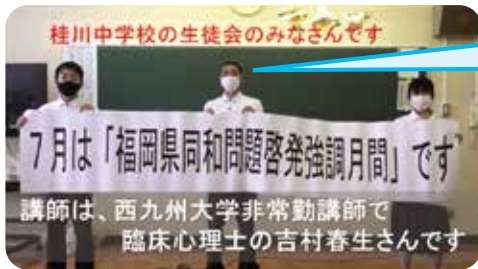
桂川町のホームページとケーブルテレビで6月20日から7月31日まで放映し、大変好評でした。

●桂川中学校生徒会

令和4年度のテーマは「子どもの人権」です

動画の内容

7月は、福岡県同和問題啓発強調月間です。
7月3日、日曜日住民センターで人権講演会を開催します。



講師は、西九州大学非常勤講師で臨床心理士の吉村春生さんです。
テーマは、「子どもの人権」です。



演題は、「心がかぜをひくとき」～“安心感”と自立～です。
みなさん、是非来てください!

新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別をなくしましょう。確かな情報に基づき、冷静な行動をお願いします。

3人



中学校の生徒会のみなさんに出演して頂きました。



王塚装飾古墳館マスコットキャラクター

古代くん

最初は緊張されていたようですが、撮影はスムーズにいきました。ありがとうございました。



王塚装飾古墳館マスコットキャラクター

未来ちゃん

● **子どもたちにはどんな権利があるの？**



生きる権利

住む場所や食べ物があり、
 医療を受けられるなど、命
 が守られること。



育つ権利

勉強したり遊んだりして、
 もって生まれた能力を十
 分に伸ばしながら成長で
 きること。



守られる権利

紛争に巻きこまれず、難民
 になったら保護され、暴力
 や搾取、有害な労働などが
 守られること。



参加する権利

自由に意見を表したり団
 体を作ったりできること。

● **子どもの権利条約(ユニセフ)**

4つの原則



⑥ **生命・生存及び発達に対する権利**

(命が守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できる
 よう、医療・教育・生活への支援などを受けることが保障されます。



③ **子どもの最善の利益**

(子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいこ
 とは何か」を第一に考えます。



⑫ **子どもの意見の尊重**

(意見を表明し参加できること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなは
 その意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。



② **差別の禁止**

(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍・性・意見・障がい・経済状況など
 どのような理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

桂川町人権・同和問題啓発強調月間の取り組み

(1) 桂川町人権・同和問題啓発強調月間街頭啓発

7月1日、桂川町役場付近をはじめ町内5ヶ所において、街頭啓発を行いました。
この事業は7月の福岡県同和問題啓発強調月間に併せて行っています。
道行く人や車中の人に声をかけ、市民講座「人権講演会」の案内チラシやリーフレット、うちわなどを配布しました。



(2) 桂川町市民講座「人権講演会」

子どもの人権 「心がかぜをひくとき」～“安心感”と自立～ 講師 吉村 春生 さん

7月3日住民センターにおいて市民講座「人権講演会」を開催しました。
今回の市民講座「人権講演会」は、西九州大学非常勤講師で公認心理師・臨床心理士の吉村春生さんによる「心がかぜをひくとき」～“安心感”と自立～という演題で開催しました。
前回と同じコロナ禍の状況の中においても、多くの方に参加いただきました。
全体的には、20代以上の各年代において幅広く参加が見られ、世代にかかわらず、子どもの人権問題、特に子どもとのかかわり方について身近に感じやすい内容であったため、関心があったことが伺えます。

開会行事



講演会の様子 吉村春生さん



アンケート結果や内容は次ページに掲載しています。



れい わ ねん ど けい せん まち し みん こ う ざ じん けん こ う えん かい
令和4年度桂川町市民講座「人権講演会」

けつ か ぜん たい
アンケート結果(全体)

こ じん けん よし むら はる お れい わ ねん がつ みつ か
「子どもの人権」 吉村 春生 さん 令和4年7月3日

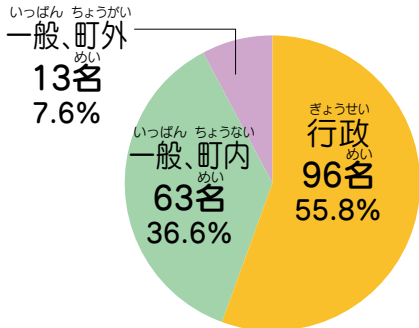
さん か しゃ すう
参加者数

172名

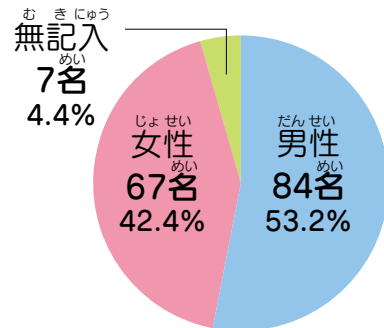
アンケート提出者

158名

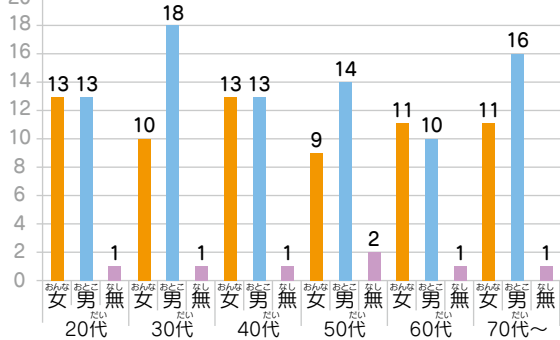
そう さん か しゃ しょ ぞく ない よう
総参加者所属内容



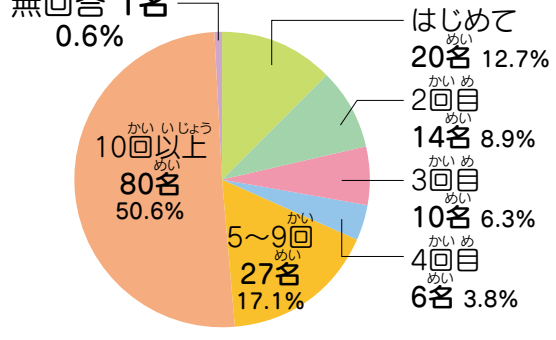
だん じょ べつ てい しゅつ しゃ すう
男女別アンケート提出者数



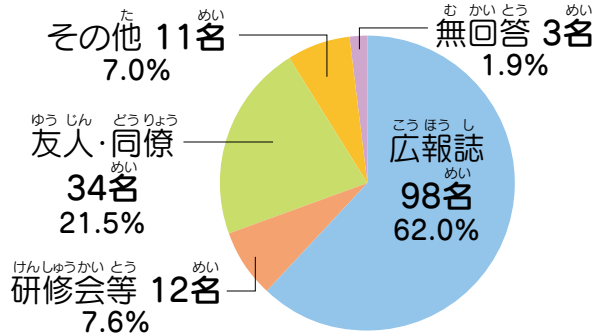
だん じょ べつ ねん だい べつ てい しゅつ しゃ すう
男女別・年代別アンケート提出者数



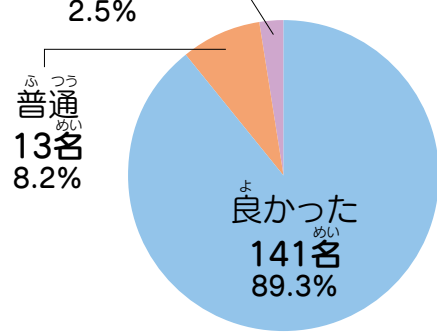
さん か かい すう
参加回数



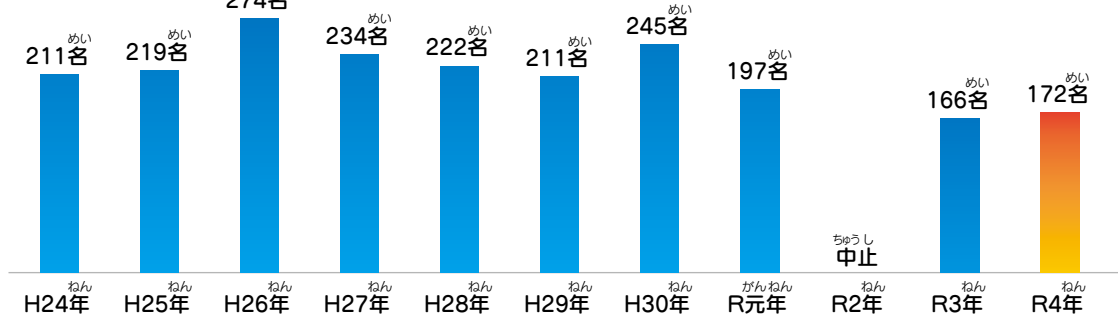
さん か
参加のきっかけは？



こう えん かい ない よう
講演会の内容は？



ねん ど べつ さん か しゃ すう
年度別参加者数



令和4年度 桂川町市民講座「人権講演会」



～ 内容・アンケート紹介 ～



今回の市民講座「人権講演会」では、子どもが幸せに生きるための権利について、心理学の観点から講演いただきました。20代・30代の参加者からは、仕事や子育てに活かしていきたいなどの感想が多くありました。子どもを守る大人が安心出来る社会が必要であり、子どもに安心感を与えることが出来る社会をつくるためにも、大人が人権感覚を磨くことが大事です。さまざまな人権問題について正しく学び、気づくことが出来るよう、今後の人権・同和問題の教育・啓発へ向けて取り組みの推進に繋げて行く必要があると考えます。

たくさんの感想をいただきました。その一部を紹介します。

- 『おもしろい話も、盛り込みながら、とても勉強になる話を聞くことが出来ました。もっと聞きたいと思いました。もう一度、先生の話を知りたいと思いました。』(50代女性)
- 『今日の講座でもありましたが、“不安”を抱えている人が多くいます。元気の出るような講座があればと思います。遅く来た為、リモートでの講座となりましたが、聞き取り辛く困っているとき、関係者の方がマイクを替えたりして聞こえ易くなりました。』(60代女性)
- 『笑いもあり、納得することも多かった。今年度は、予定どおりに開催されて良かったです。この市民講座は、いつも素晴らしい心に残る講師をよばれていると受講を心待ちにしています。これからも期待しています。開催担当者の方々は、大変とは思いますがよろしくお願ひします。(今後コロナが早く終息しますように願っています)吉村先生の講演は、2～3度受講したことがあり是非、受講したいと思ひ参加しました。とても参考になりたくさん笑わせてもらいました。有難うございました。』(60代女性)
- 『子どもの人権を守るのは、大人の責任だということは解かっていました。しかし、守るはずの大人(親)の心が満たされて(安定)いないと子どもの心が見えないと思います。負の連鎖なのかもしれません。子どもたちの笑顔を見るためには、大人(親)も心の解放が必要ですね。今日の講演は子どもたちの事のみならず、大人の心についても楽しく聞くことが出来ました。』(60代女性)
- 『見返りを求める言動に違和感をもった。甘えられる社会、とても大切だと思います。しかし、現実的には、あらゆる事を自己責任で押し付けられ、大人も小人も苦しんでいる社会を変える必要があると思う。その為に政治を変えなくては変わらないと思う。』(70代女性)
- 『身近なことを例にして話されたのでとてもわかりやすかった。悪いこととはわかっているのにしてしまう…根本は原因をさぐらないと解決しない。甘えられる相手がいる子は幸せな子つまり安心感がある 満たされている 考えさせられました。子どもの接し方へのヒントが見えました。』(50代女性)

アンケートについては、できるだけ原文のまま掲載しています。

7月の桂川町人権・同和問題啓発強調月間の取り組み(7月1日~31日)

のぼり旗・懸垂幕の設置



町立図書館前



住民センター

アンケートより

貧困の状態が良くわかりました。これからは、出来る事はしていきたいと思いました。

貧困の課題は、SDGsでも言われています。人権課題もSDGsの一柱と思います。

人権啓発パネル展(子どもの貧困 ~社会のひずみは子どもに向かう~)



町立図書館 7月5日~12日



役場ロビー 7月13日~22日

人権週間(12月4日~10日)

人権啓発パネル展

(子どもの人権を考える~児童の権利に関する条約~)
(私たちの人権と責任~今こそ人権に向き合う~)



役場ロビー 12月2日~20日
(子どもの人権を考える)



町立図書館 12月2日~11日
(私たちの人権と責任)



住民センター 12月12日~20日



アンケートより

子どもの権利について一人ひとりが学び、子どもという扱いでなく、一人の人格として認める意識を高める必要がある。

人権に関する三法

平成28年に、人権に関する3つの法律が施行されました

障害者差別解消法



※ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(平成28年4月1日 施行)

役所や、会社やお店などが、障がいのある人に、障がいを理由に差別することを禁止しています。

また、障がいのある人から、バリア(障壁)を取り除いてほしいと伝えられたとき負担が重過ぎない範囲で対応することが求められています。

互いのその人らしさを認め合いながら共に生きる社会を目指しましょう。



くるま じりき ひこうき
車イスの人が自力で飛行機
の
に乗ったよね。
しょう しゃ こう り てきはいいよ
障がい者への合理的配慮が
ひつよう
必要なんだよね!!



●合理的配慮(例)

筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。

ヘイトスピーチ解消法

※ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律

(平成28年6月3日 施行)

ヘイトスピーチとは、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動のことで、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。

ヘイトスピーチをなくし、違いを認め合い、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。



とくでい くに ひと
特定の国の人たちを
はいじょ
排除するための活動
かいじょう か
に会場を貸すことは
でき
出来ないよ!



部落差別解消推進法



※ 部落差別の解消の推進に関する法律

(平成28年12月16日 施行)

いまだに残る部落差別を解消し、部落差別のない社会を実現することがこの法の目的です。

また、インターネットの普及とともに、部落差別を助長するかなのような悪意に満ちた情報が書き込まれるなどもあり、部落差別を解消し一人ひとりが大切にされる社会の実現が望めます。

そのため国は、部落差別解消のために次の3点を取組むことを明記しています。

- ① 相談体制の充実
- ② 教育・啓発
- ③ 実態調査

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。



国が「部落差別は存在する」と認めたから法律ができたんだね!!



※は三法の正式名称です。

桂川町部落差別の解消の推進に関する条例

令和元年12月19日 施行

（目的）

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴い部落差別の現状が変化していることを踏まえ、日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）の理念に則り、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、部落差別のない桂川町を実現することを目的とする。

（町の責務）

第2条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、国及び県との連携を図りつつ、部落差別の解消に必要な施策を推進するものとする。

（町民の責務）

第3条 町民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、部落差別を解消するための町の施策に協力し、部落差別の解消に努めるものとする。

（相談体制の充実）

第4条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実に努めるものとする。

（教育及び啓発の充実）

第5条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別を解消するため、教育及び啓発の充実に努めるものとする。

（推進体制の充実）

第6条 町は、部落差別の解消に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び各種関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

（調査の実施）

第7条 町は、部落差別の解消に関する施策を推進するため、国及び県が行う部落差別の実態に係る調査に協力するとともに、必要に応じて、部落差別の解消に関する調査を行うものとする。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。





じん けん で まえ こう ざ 人権出前講座

桂川町では、人権問題について講師を派遣し、ご希望のテーマに沿ってより深く人権・同和問題について学んでいただくため「人権出前講座」を実施しています。ぜひ、ご利用ください。

- 対象 おおむね 10 人以上の町民の皆さまが実施する集会や団体
例：老人会、婦人会、会社、行政区など
- テーマ 「同和問題」「女性問題」「障がい者問題」「高齢者問題」「アイヌの人々」「外国人問題」「ハンセン病回復者問題」など
- 費用 無料です。(会場使用料が必要な場合は申込者負担)

まずは、人権センターにご一報を！

そう だん じ ぎょう 相談事業

ひ みつ げん しゅ
(秘密厳守)

人権センターでは、人権・同和問題はもちろん、よろず相談(何でも)を受けています。ひとりで抱え込まず話してみませんか。(相談員常駐)
人権センターで解決できないことは、専門機関に繋がります。

へん しゅう こう き ～編集後記～

令和4年度も、令和3年度に続き新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、10月の人権・同和問題地域懇談会が中止になりました。

そのような状況の中でも、市民講座「人権講演会」は例年どおり7月開催することができました。町民の皆さまのご理解・ご協力に感謝いたします。ありがとうございました。

人権・同和問題の解決は、一朝一夕に解決できるものではなく、また、結果がすぐに見えるものではありません。コロナ禍においても、人権啓発や学びを止めることの無いよう、「住民の方一人ひとりの人権が保障される町づくり」を目指して、あらゆる人権課題の解決に向けて取り組んでいきたいと考えております。

しん が た かん せん しょう かん へん けん さ べつ
新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別をなくそう！

たし じょうほう もと れい せい こう どう ねが
確かな情報に基づき、冷静な行動をお願いします。

と あ さき じん けん
問い合わせ先/人権センター ☎0948-65-1187 fax0948-65-5004

メールアドレス rinpokan@town.keisen.fukuoka.jp

ホームページ http://www.town.keisen.fukuoka.jp/